

副本

令和7年(行ウ)第82号、同第109号 更正請求処分通知取消等請求事件

原告 倉持 尚、松村 幸裕子

被告 国(処分行政庁：武蔵野税務署長及び豊能税務署長)

証拠説明書 (3)

令和8年2月24日

東京地方裁判所民事第2部Dc係 御中

被告指定代理人

安 實 涼 子 

鈴 木 勇 気 

戸 田 行 重 

岩 崎 友 紀 代

大 足 悠一郎 代

福 田 裕 康 代

齋 藤 祐 希 代

清 家 義 一 代

徳 山 健 一 代

川 田 芳 嗣 代

木 山 加奈子 代

毛 利 綾 代

号 証	標 目 (作成者)		作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙28	「所得税法・消費税法の論点 判例・裁決例からみた法解釈の実際」(抜粋) (林仲宣著)	写し	平成17年 4月10日 発行	本証により、必要経費に算入される費用は、「事業活動と直接の関連を有し、当該業務の遂行上必要なものに限られるべき」であること等を明らかにする。
乙29	訟務月報66巻12号 1991ページ (大阪高裁令和2年判決) (法務省訟務局)	写し	—	本証により、大阪高裁令和2年判決及び大阪地裁令和元年判決の内容等を明らかにする。
乙30	「租税法〔第4版〕」 (抜粋) (岡村忠生ほか著)	写し	令和5年 9月20日 発行	本証により、所得獲得活動により生ずる追加的支出は収入との間に相当因果関係をもつといえるが、所得獲得活動がなくても生じる衣食住や育児のための支出は、「本質的に個人消費の性質を帯びている」ものであり、所得税法が「家事費を必要経費控除の対象から排除している」のは、「費用性がある場合にも控除を認めない趣旨である」と解されていること等を明らかにする。
乙31の 1	2024年愛知自治体 キャラバン 自治 体要請行動のまとめ(抜粋) (愛知自治体キャラ バン実行委員会)	写し	—	本証により、2024年の愛知県内の自治体における保育園の育休退園の状況等を明らかにする。

号 証	標 目 (作成者)		作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙31の 2	育休退園の状況 ※HP用詳細版 (同上)	写し	—	同上
乙32	「保育所入所の法的性質をめぐる考察－1997年児童福祉法改正を契機として－」季刊社会保障研究 Vol. 45, No. 1, Summer2009 (抜粋) (倉田賀世著)	写し	平成21年 6月25日 発行	本証により、平成9年法律第74号による改正前の児童福祉法24条は、市町村と保育所との間に第三者のためにする契約が存在するという理解を前提として、第三者としての利用者が諾約者としての保育所に施設の利用を求めることができること等と解されていたこと等を明らかにする。
乙33	第180回国会衆議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会議録第9号(平成24年5月28日開議) (国立国会図書館ホームページ)	写し	—	本証により、平成24年に児童福祉法24条1項の「保育に欠ける」との文言が「保育を必要とする」へ改正されたことは、「親の就労」支援のみを目的として改正されたものではないこと等を明らかにする。

(注) 1 略語等は、被告の準備書面等の例による。

2 黄色マーカーは、被告指定代理人による。